



## 「海産物を買って」の電話勧誘にご注意！の巻



### 見守りポイント

- ◎電話勧誘は強引なものばかりではありません。人の親切心につけ込み、情に訴えてくるものもあり、あの手この手を使って勧誘してくることを伝えましょう。
- ◎人助けになるなら、と1回だけ買うつもりで返事をする、と、また電話がかかってきて勧誘されます。不要なものはきっぱり断るように伝えましょう。

### 対処方法

- ◆電話で勧誘されて商品が届いた場合は、8日間クーリング・オフができます。
- ◆冷凍の宅配便で送られてきた食品の保管や管理は大変です。クーリング・オフの通知を出せるよう業者名や住所を控えたら、受取を拒否しましょう。
- ◆勧誘の電話が多く困っている人には、留守番電話機能を設定したり、防犯機能のついた電話機に交換するなどの方法があります。

### 和歌山県消費生活センター

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

073-433-1551

### 和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027

田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内

0739-24-0999

※消費者ホットライン☎188でもお近くの相談窓口につながります。